

千葉・東京連合海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年7月22日（火） 午後3時28分から
- 2 場 所 東京都島しょ農林水産総合センター 3階 会議室
- 3 出席者
- | | |
|------------------|--------------------|
| 東京海区漁業調整委員会 | 会長 馬場治 |
| | 会長代理 田中國治 |
| | 委員 前田好樹、委員 鈴木正明 |
| 東京都産業労働局農林水産部水産課 | 課長 藤井大地 |
| | 課長代理 早川浩一 |
| | 主事 松原勇汰、主事 藤川航太 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 龍岳比呂、主任 依光恭子 |
| 千葉海区漁業調整委員会 | 会長 石井春人 |
| | 会長代理 鈴木直一 |
| | 委員 酒井光弘、委員 篠原克二郎 |
| 千葉県農林水産部水産局水産課 | 課長 宮嶋義行 |
| | 漁船漁業班長 原口泉、副主査 植木誠 |
| 千葉海区漁業調整委員会事務局 | 副技監 永野正人、副主査 高山雄彦 |

4 議事事項

- (1) 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の調整方式について
- (2) 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について

5 審議経過

【永野副技監】

皆様お集まりですので、ただいまから、千葉・東京連合海区漁業調整委員会を開会いたします。

私は千葉海区漁業調整委員会事務局の永野と申します。議長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、開催海区である千葉海区漁業調整委員会の石井会長から挨拶を申し上げ

ます。

【石井会長】

千葉海区の石井です。

千葉・東京連合海区漁業調整委員会の開催に当たり、一言挨拶申し上げます。

初めに、3月末頃からの行方不明であった千葉・東京連合海区の委員でもあられました大島元町漁協の川村委員様が、漂流中の船上において先日発見されました。これまで、千葉・東京連合海区委員会においても、調整に御尽力をいただきました。謹んでお悔やみを申し上げます。

さて、東京海区漁業調整委員会の皆様、東京都行政の皆様には、東京海区委員会に続いて御出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃から本県漁業者の伊豆諸島周辺海域での操業に当たり、御高配を賜っておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、当連合海区委員会は、長年にわたり定期的開催し、顔を合わせて意見交換を行い、相互の友好と信頼関係の下に、伊豆諸島周辺海域における、あじ・さば漁業の円滑な漁場利用と漁業生産力の安定を図ってまいりました。大変歴史のある委員会であり、諸先輩方の御努力に対して敬意を表する次第です。

さば漁業の状況は、近年の太平洋系群のまさば資源量が国により見直され、大幅に下方修正となり、TACも前年度比6割減になるなど、極めて厳しい状況にあります。

一方で、気象庁から黒潮大蛇行は終息する兆しとの発表がありました。伊豆諸島海域へのさばの南下を妨げていた黒潮の張り出しが弱まることになれば、島周りの漁場もよい影響が期待されます。

我々連合海区としましては、さば漁業の生産安定化に向け、引き続き、伊豆諸島周辺海域における操業調整に努めてまいりたいと考えております。

皆様方の御理解と御協力を賜ることをお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

【永野副技監】

続きまして、東京海区漁業調整委員会会長、馬場様から御挨拶をいただきたいと思います。

【馬場会長】

今期から東京海区の会長を務めております馬場と申します。前任の有元元会長と同じく、東京海洋大学で教員をしておりました。今期から会長ということで、まだこの場に慣れませんけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

東京海面のさば漁業は歴史も長く、島嶼海域の漁場におきましては、千葉、神奈川、そして静岡など多くの地域の漁業者の皆様と話し合いを重ねながら、一緒に資源を利用しているところです。

さば資源につきましては、先ほど、石井会長からもありましたように、非常に厳しい状況の中で、一方で、大中型まき網漁業との操業調整の問題であるとか、さらには公海での外国漁船の漁獲といった問題など、これまでと同様に沿岸漁業者が協力して対応していくことが必要かと思っております。

本日、この東京海区の後の遅い時間からの開始で、御迷惑をおかけしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

【永野副技監】

ありがとうございます。

次に、行政から御挨拶をいただきたいと思ひます。

千葉県農林水産部水産局水産課、宮嶋課長から挨拶を申し上げます。

【宮嶋水産課長】

千葉県水産課長の宮嶋です。

千葉・東京連合海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

馬場会長をはじめ、東京海区の委員の皆様、事務局の皆様、行政の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、また、東京海区委員会に引き続いての開催ということでお疲れのところ、千葉・東京連合海区漁業調整委員会に御出席いただき、ありがとうございます。

また、日頃より、さば漁業をはじめ、本県漁業者の島周りにおける漁業操業につきまして、御配慮いただいておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、さば漁業、さば類の資源については、御先輩方の御挨拶にもありましたが、依然として減少傾向という評価の中、伊豆諸島周辺海域における操業につきましても、残念ながら大変厳しい状況であると伺っております。

このような状況の中、本日の千葉・東京連合海区、また、来週開催されます一都三県連合海区漁業調整委員会は、伝統あるさば漁業の継続のため、東京、千葉、神奈川、静岡の1都3県が緊密に連携して調整を行う会議であり、漁業秩序の維持や資源の有効活用を図る上で、大変重要な役割を果たす場であると認識しております。

今日の利用調整の枠組みができたのも諸先輩方の御努力の賜物であります。また、これまで築き上げられてきた東京と千葉の関係性が今後も維持され、円滑な漁場利用が継続されますよう御理解と御協力をお願いいたしまして、私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願いいたします。

【永野副技監】

続きまして、東京都産業労働局農林水産部水産課長、藤井様から御挨拶をいただきたいと存じます。

【藤井水産課長】

皆さん、こんにちは。東京都水産課長の藤井と申します。

本日は、大変お暑い中、石井会長をはじめ千葉海区の皆様、千葉県水産課の皆様、遠くまでお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の委員会開催に向けまして、御準備いただきました関係の皆様を重ねて御礼申し上げます。

先ほど来から、太平洋系群のさば資源についての状況については、皆さんから御報告のあったとおり、令和6年度の資源評価、それから7年度のTAC割り当ても、非常に厳しい状況が続いております。

こうした中、さばに限らず、海洋環境が大きく変化する中で、水産資源の管理の着実な実施に向けましては、関係機関、特に1都3県、それから千葉・東京海区の皆さんとの調整が、まさに必要ということでございます。

我々、千葉・東京連合海区に関しましては、長年にわたりまして築いてきた信頼関係に基づきまして、引き続き伊豆諸島海域における円滑な漁業調整を図っていく

ことが重要であると考えます。

東京都といたしましても、皆様が安心して操業できますよう、引き続き、大中型等の監視を空から海からしっかりと実施してまいるほか、千葉県をはじめ、関係する事業者の皆様と情報共有をしっかりと図ってまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、本日の委員会が、実り多きものとなりますよう祈念いたしまして、簡単ではございますが挨拶と代えさせていただきます。

【永野副技監】

ありがとうございました。

次に、出席者の紹介に移ります。

初めに、千葉県側の出席者につきまして、私から紹介させていただきます、続いて、東京都側につきましては、龍事務局長にお願いしたいと思います。

それでは、紹介させていただきます。

石井春人会長です。鈴木直一会長代理です。酒井光弘委員です。篠原克二郎委員です。なお、本日欠席しておりますが、佐藤光男委員の5名となります。

続きまして、千葉県農林水産部水産局、宮嶋水産課長です。水産課漁船漁業班、原口班長です。同じく、植木副主査でございます。

続いて、千葉海区事務局、高山副主査でございます。

最後に私、海区副技監の永野と申します。よろしく申し上げます。

続いて、龍局長、よろしくお願いいたします。

【龍事務局長】

それでは、東京側の出席者について、着座のままで申し訳ございませんが、紹介させていただきます。

始めに、馬場治会長でございます。

続きまして、田中國治会長代理です。前田好樹委員でございます。鈴木正明委員でございます。

【龍事務局長】

なお、本日欠席しておりますが、関恒美委員の5名となります。

続きまして、都の職員ですが、産業労働局農林水産部水産課、藤井水産課長です。漁業調整担当、早川課長代理です。松原主事です。本日の名簿には載っていないのですが、藤川主事です。

続いて、東京海区事務局、依光主任です。

最後に、事務局長をやっております龍でございます。よろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨の連絡のありました委員は、佐藤委員、関委員の2名でございます。

委員定数10名のうち、8名の出席をいただいておりますので、過半数の委員の出席となります。漁業法第151条で準用する第145条の規定によりまして、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、次第の4、議長の選出でございますが、議長につきましては、従来から両海区の会長が交互にその任に当たっております。

昨年の議長は東京海区の会長でしたので、今年は千葉海区の会長に議長をお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【永野副技監】

異議なしとのことですので、千葉海区の石井会長に議長をお願いいたします。

【石井会長】

御指名を受けましたので、議長を務めさせていただきます。

円滑に議事が進められますように、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、次第5の議事録署名人の選出について、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、東京海区の馬場会長と千葉海区の鈴木会長代理にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

第1号議案「千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の調整方式について」と第2号議案「東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について」は関連がありますので、一括上程とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、第1号と第2号議案を一括上程いたします。

まず、議案説明の前に、昨年度から継続検討となっていた許可の有効期間の見直しについて、これまで関係都県で調整を進めてきたと聞いておりますので、その経緯、結果について、千葉県側から調整の状況説明をお願いいたします。

【植木副主査】

千葉県水産課の植木です。

私から調整の経緯・経過の概要のほうを説明させていただきます。

今回、あじ・さば漁業の許可方針等については、1都3県で足並みをそろえて、大きく2点の改正を行いたいと考えております。

1点目は、許可の有効期間を1年から3年に延長するもの。

2点目は、許可の有効期間延長に伴い、新規の許可希望に対応するため、許可隻数の上限の範囲内であれば、一定のスケジュールを定めた上で、期中の追加公示を可能にするものです。

許可方針の改正の経緯・経過について御説明します。

まず、令和6年7月に東京海区の委員さんのほうから、許可の有効期間の延長の要望

があり、1年かけて、1都3県の行政間で調整を進めてまいりました。

担当者間で延長後の許可の有効期間や、新規の申請希望への対応等について議論した結果、現在、大きな調整問題が生じていないことを確認した上で、あじ・さば漁業の許可の有効期間を3年に延長し、許可隻数の上限の範囲内であれば、一定のスケジュールを定めた上で、許可期間中の追加公示を可能にすることを確認しました。

また、今後の連合海区漁業調整委員会については、3年ごとに、あじ・さば漁業の許可の一斉更新を迎えるとき、いずれかの都県があじ・さば漁業の追加公示を行うとき、その他、連合海区による協議が必要と認められるときに開催することとしたいと考えております。

以上です。

【石井会長】

続いて、東京都から補足説明はありますか。

【松原主事】

東京都は、補足説明は特にございません。

【石井会長】

それでは、説明が終わりましたので、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にないようですので、続いて、千葉県から第1号議案の説明をお願いいたします。

【植木副主査】

千葉県水産課の植木です。続いて私から説明させていただきます。

お手元の資料1、令和8～10年漁期火光利用さば漁業及び敷網漁業に係る協議事項の要点、千葉県版の資料について御説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

第1、火光利用さば漁業。1、許可方針。許可方針については先ほど御説明したとおり、許可の有効期間を1年から3年に延長し、また、有効期間の延長に付随して、

期中の追加公示を可能にするための改正をしたいと考えております。

2、許可等の上限。許可等の上限は、全体は昨年度同数の76隻。

(2) の都県別の許可等の上限についても、昨年と同数であり、岩手県が1隻、千葉県が39隻、東京都が1隻、神奈川県が20隻、静岡県が15隻の計76隻にしたいと考えております。

また、(3) の許可等の上限のうち、大型船舶の許可等の上限を昨年と同数とし、岩手県が0隻、千葉県が7隻、東京都が1隻、神奈川県が2隻、静岡県が6隻の計16隻としたいと考えております。

3、制限措置についてですが、(1) 漁業種類は、火光利用さば漁業。

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、下表のとおりとしており、後ほど御説明します。

(3) 船舶の総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期は従前のとおりです。

(7) 漁業を営む者の資格は表を用いて、先ほどの許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と併せて御説明します。

まず、千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者、30隻。

神奈川県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者、1隻。

2ページ目を御覧ください。静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者、4隻。

今回、申請件数調査に当たって、許可の有効期間の延長を検討している旨を説明したこともあり、千葉県内の漁業者から4隻の新規申請希望がありました。各都県からの申請希望は、いずれも許可等の上限の範囲内であることから、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の合計は、事前に希望があった35隻で公示としたいと考えております。

4、許可等を申請すべき期間。許可等の申請期間は、令和7年9月8日から10月7日までとしたいと考えております。

5、許可等の有効期間。許可の有効期間については、有効期間3年に延長するため、許可の日から令和10年10月31日までとしたいと考えております。

6、資源管理の状況等の報告。報告書の提出期限は従前どおりとし、報告期限は毎年8月31日まで、報告の期間は7月から翌年6月までとします。

7、操業実績。令和7年度期千葉県海区における漁獲実績なのですが、操業隻数が0隻であり、漁獲量、漁獲金額ともにありませんでした。

続いて、敷網漁業について、御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

第2、敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）。

1、許可方針。敷網漁業についても火光利用さば漁業と同様、許可の有効期間を1年から3年に延長し、期中の追加公示を可能にするための改正をしたいと考えております。

2、許可等の上限。

(1) の全体については、昨年と同数の37隻。

(2) の都県別の許可等の上限についても、昨年と同数、千葉県7隻、東京都1隻、神奈川県0隻、静岡県9隻、これに調整枠20隻を加えた計37隻としたいと考えています。

3、制限措置については、(1) 漁業種類は、あじ・さば棒受網漁業。

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、下表のとおりとしており、後ほど御説明します。

(3) 船舶の総トン数、(4) 推進機関の馬力数、(5) 操業区域、(6) 漁業時期は従前のとおりです。

(7) 漁業を営む者の資格は、表を用いて、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数と併せて御説明します。

まず、千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者、3隻。静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にあるもの1隻。各都県からの申請希望は、こちらもいずれも許可等の上限の範囲内であったことから、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の合計は、昨年同様、事前に希望があった4隻で公示したいと考えております。

4、許可等の申請期間。申請期間は、火光利用さば漁業と同じく令和7年9月8日から、10月7日までとしたいと考えております。

資料、4ページ目を御覧ください。5、許可等の有効期間。許可の有効期間については、許可の有効期間を3年延長するため、こちらも火光利用さば漁業と同様、許可の日から令和10年10月31日までとしたいと考えています。

6、資源管理の状況等の報告。報告書の提出期限は従前のとおりで、(1) 総トン数

10トン未満の船舶は、報告期限が毎年2月末日まで、報告の期間は、毎年8月から12月まで、(2)の総トン数10トン以上の船舶は、報告期限が毎年12月の31日まで、報告の期間は、毎年8月から10月までとします。

7、操業実績。令和7年漁期、千葉県海区における操業実績ですが、操業隻数が0隻であり、漁獲量、漁獲金額ともにありませんでした。

千葉県からの説明は、以上になります。

【石井会長】

続いて、東京都から第2号議案の説明をお願いします。

【松原主事】

東京都水産課から説明させていただきます。

東京都の火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業に関する資料を御用意ください。

修正点がございます。こちらの令和8年～10年漁期、火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の資料の28ページをお願いします。

こちらについてですが、火光利用さば漁業都県別操業実績です。こちらに左下、「令和5年」という記載があるかと思いますが、ここが「令和6年」になります。

30ページをお願いします。こちらも令和7年漁期あじ・さば棒受け網漁業、都県別操業実績ですが、こちらについては、表左下の「令和5年」を「6年」をお願いします。

すみません。棒受け網については、数字についても訂正がございます。

令和6年の箇所から3番目のところです。「認可数(隻)」のところは、「6」と書いてございますが、こちら「5隻」になります。上に行ってくださいまして、「操業数」が「4隻」から「1隻」。「漁獲量」が「111トン」から「6トン」。「漁獲金額」が「292万3,000円」に変更です。「単価」が、1キログラム当たり「487円」に変更でございます。「1隻当たりの漁獲量」が「6トン」。右に行きまして、「1隻当たりの漁獲金額」が「292万3,000円」。続きまして、「操業延べ日数」が「10日」から「20日」に変更です。「1隻当たりの操業日数」も「20日」でございます。

申し訳ございません。以上が修正点でございます。

続いて、協議事項の要点を用いて説明をさせていただきます。

令和8～10年漁期、火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業に係る協議事項の要点でございます。

第1、火光利用さば漁業です。

1、許認可方針でございますが、許可等の有効期間の変更となっております、許可等の有効期間を延長いたしまして、今まで1年間だったものを3年間に延長しました。また、そこに記載はございませんが、許可の有効の延長に付随し、期間中の追加公示を可能にしております。

続きまして、2の許可等の上限です。

全体では、昨年と同数で40隻です。

(2)の都県別についても、昨年同数でございます、千葉県が21隻、東京都1隻、神奈川県6隻、静岡県9隻、調整枠3隻となっております。

(3)の大型船舶ですが、こちらも昨年と同数になっておりまして、千葉県が3隻、東京都1隻、神奈川県2隻、静岡県3隻となっております。

こちらの火光の上限の定数についてですが、先ほど開いていただいた分厚いほうの資料の26ページをお願いいたします。

こちら、令和8年～10年漁期における火光利用さば漁業の定数算出（案）に基づいて算出しております。

こちらの算出の考え方は、①令和7年度漁期の許認可実数を定数算出の基礎とする、②上限は平成6年漁期の定数とする、③令和7年漁期の許認可実数と留保枠の和が40隻を超えない場合は、調整枠をもって40隻とするとなっております。

こちら、今年度から大きな変更点がございまして、階層移動充当枠というのを従来設けておりました。こちらが千葉県、神奈川県、静岡県に5隻ずつ枠として設けておりまして、許可を有しない5トン未満の船が代船建造等により5トン以上階層を移行する場合に対応する枠として計15隻を設けておりました。

今回の許可等の有効期間の延長に伴って、今まで階層移動充当枠としていた15隻分を留保枠というものにいたしました。

こちら千葉県、神奈川県、静岡県、それぞれ5隻ずつ枠がございまして、その5隻分、計15隻分のところで、許可を有しない5トン未満船が代船建造等により5トン以上階層へ移行する場合及び新規の操業希望があった場合に対応する枠として、新たに設けました。

こちらが定数算出の変更点でございます。

続きまして、協議事項の要点に戻っていただきまして、3、制限措置です。

漁業種類は、一本釣り漁業及びたもすくい漁業です。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は下表のとおりとなっており、後ほど説明させていただきます。

船舶の総トン数でございますが、「新トン数適用船舶」の場合、総トン数100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合、総トン数70トン未満とします。

(4) の推進機関の馬力数は定めなし、といたします。

2ページをお願いします。

(5) 操業区域、こちらは伊豆諸島海域でございます。ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場を除くものでございます。

(6) 漁業時期は周年です。

(7) 漁業を営む者の資格、こちらも下の表で説明いたします。

この表について、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

東京都島嶼部に住所を有し、かつ、船舶根拠地が東京都島嶼区域にある者であること。こちらが1隻となっております。

千葉県に住所を有し、かつ、船舶根拠地が千葉県の区域にある者であること。こちらが21隻となっております。この21隻ですが、今回の有効期間の延長を見越して、先ほど説明した留保枠の5枠の範囲内で、昨年16隻から5隻増えて21隻というふうになっております。

続きまして、神奈川県に住所を有し、かつ、船舶根拠地が神奈川県の区域にある者であること。こちらが1隻。

静岡県に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者であること。こちらが4隻となっております。

大型船舶の、船舶等の数については、東京都1隻、千葉県3隻、神奈川県1隻、静岡県3隻となっております。

許可等を申請すべき期間ですが、こちらは令和7年9月10日から令和7年10月10日までといたします。

5、許可等の有効期間ですが、こちらが1年間から3年間に延長いたしまして、

令和7年11月1日から令和10年10月31日までといたします。

次の3ページをお願いします。

6の資源管理の状況等の報告でございます。それは、毎年6月1日から翌年5月31日までの操業に関する報告を毎年6月20日までに報告しなければならないといたします。

7、操業実績です。令和7年漁期について許可隻数が19隻、うち操業隻数は5隻でした。漁獲量が555トン、昨年度比で25.2%でした。漁獲金額が1億931万8,000円、昨年比で26.1%でありました。

火光利用さば漁業については、以上となります。

続きまして、4ページをお願いします。

こちらが、あじ・さば棒受け網漁業についてです。

1の許可可方針についてですが、こちらでも火光利用さば漁業同様で、許可等の有効期間のみ変更ということで、1年間から3年間に変更がございました。

記載がありませんが、他の有効期間の延長に付随し、期間中の追加公示を可能といたしました。

2、許可等の上限です。こちら(1)全体が、昨年と同数で65隻。

都県別で昨年度同数で、千葉県が8隻、東京都が41隻、神奈川県5隻、静岡県7隻、調整枠が4隻となっております。

大型船舶についても昨年同数で、千葉県3隻、静岡県3隻です。こちらについても、先ほどと同様、留保枠というものを設けまして、例年、階層移動充当枠15隻分を千葉県、静岡県、神奈川県に5つずつ留保枠として代わりに設置しまして、新規に操業するとなった場合に対応する枠として設置いたしました。

続きまして、3の制限措置でございます。

(1) 漁業種類は、あじ・さば棒受け網漁業です。

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、下の表のとおりとなっております。後ほど説明いたします。

(3) 船舶の総トン数は「新トン数適用船舶」の場合、総トン数100トン以下、「旧トン数適用船舶」の場合、総トン数70トン未満といたします。

(4) 推進機関の馬力数は定めなしとします。

(5) 操業区域は後ほど説明させていただきます。

(6) 漁業時期は周年といたします。

5ページをお願いいたします。

5ページの(7) 漁業を営む者の資格については、下の表で説明させていただきます。

下の表の真ん中は操業区域ですが、こちらは東京都島嶼部に住所を有する者については、伊豆諸島海域。そして、千葉県及び静岡県については、伊豆諸島海域、ただし、八丈島近海漁場及び鳥島近海漁場を除くものとなっております。

あとは、起業の認可をすべき船舶等の数が、東京都が41隻、千葉県が3隻、静岡県が2隻となっております。火光利用さば漁業及び棒受け網漁業、この、許可又は起業を認可すべき船舶等の数ですが、事前に着業希望の調査を行い、その結果、数字を算出しております。

下の4、許可等を申請すべき期間です。こちらは令和7年9月10日から令和7年10月10日までといたします。

5、許可等の有効期間です。令和7年11月1日から令和10年10月31日までといたします。

こちらにも有効期間が1年から3年間へと変更がありました。

6、資源管理の状況等の報告ですが、毎年6月1日から翌年5月31日までの操業に関する報告を毎年6月20日までに報告しなければならないとなっております。

最後に、6ページをお願いいたします。

7、操業実績です。こちらは、令和7年漁期の棒受け網漁についてです。

許可隻数は4隻で、うち操業隻数は2隻でございました。

漁獲量は、16トンとなっております、昨年度比で、266.7%でございます。

漁獲金額は、573万8,000円になっておりまして、昨年度比で、196.3%となっております。

東京都からは、以上でございます。よろしく申し上げます。

【石井会長】

千葉、東京からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、これより採決に入ります。

第1号議「千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の調整方式について」と、第2号議案「東京都海面における火光利用さば漁業

及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について」は、原案どおり可決・決定し、7月29日開催予定の一都三県連合海区漁業調整委員会に提出することについて、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、両議案は可決・決定し、一都三県連合海区漁業調整委員会に提出することとします。

次に、次第7のその他として、皆様から何かございませんか。

よろしいですか。

特になければ全て終了し、議長の任を解かせていただきます。

皆様、円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

【永野副技監】

それでは、これをもちまして、千葉・東京連合海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後4時12分 閉会

以上のとおり相違ありません。